

新宿区教育委員会会議録

平成23年第2回定例会

平成23年2月4日

新宿区教育委員会

平成23年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年2月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時55分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎	教 育 政 策 課 査 査	

議事日程

議案

- 日程第1 議案第 7号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第 8号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第 9号 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計予算 教育費
- 日程第5 議案第11号 平成22年度新宿区一般会計補正予算(第7号)

報告

- 1 新宿区子ども園化推進検討委員会最終報告について (教育政策課長)
- 2 平成22年度確かな学力に関する意識調査の結果について (教育指導課長)
- 3 学校選択制度に関する意識調査報告書について (学校運営課長)
- 4 平成23年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて
(学校運営課長)
- 5 平成23年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について (学校運営課長)
- 6 平成23年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について
(学校運営課長)
- 7 新宿区立西新宿子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果について
(学校運営課長)
- 8 第6回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告について
(副参事「学校適正配置担当」)
- 9 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議は全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

◎ 議案第 7号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第 8号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

議案第 9号 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成23年度新宿区一般会計予算 教育費

議案第11号 平成22年度新宿区一般会計補正予算（第7号）

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

まず、すべての議案について一括して説明を受け、一件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第7号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第8号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」、日程第3 議案第9号 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計予算 教育費」、「日程第5 議案第11号 平成22年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

○石崎教育長 「日程第4 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計予算 教育費」及び「日程第5 議案第11号 平成22年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」については、平成23年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論・質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いしたいと思います。

○羽原委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第4 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計予算 教育費」、「日程第5 議案第11号 平成22年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 それでは、議案第7号から議案第9号を審議した後、議案第10号及び議案第11

号を非公開により審議いたします。

では、「日程第1 議案第7号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第8号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第9号 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

○教育政策課長 では、議案第7号から第11号まで一括して概要により御説明いたします。

まず、第7号議案の「新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」ですが、改正内容は、添付の資料をご覧くださいと思います。

まず、改正目的ですが、主に教育指導課の所掌事業が肥大化し、教育施設課の学校耐震化・空調化など計画修繕が一定終了することなどにより、課長職の管理監督範囲の適正化及び教育ビジョンの実現を図り、第2次実行計画策定に向けたより効率的な執行体制とするものです。

検討に当たっての視点は、そこに記載のとおり、7つの項目に基づき検討を行ってまいりました。

大きな改正内容ですが、まず、教育施設課を廃止しまして、教育支援課を新設します。教育施設課の中にあつた施設係は学校運営課に統合いたします。そして教育支援課については、教育指導課との職務の振り分けをいたします。両課のコンセプトですが、資料の裏面を見ていただきますと、「新・教育指導課」と「教育支援課」それぞれのコンセプトはここに記載のとおりで、教育指導課は教職員人事管理、学校経営支援・指導助言、教育課程内の主に子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ施策を行う組織とし、教育支援課は、教育課程内及び教育課程外における教育活動の充実を図るため、さまざまな事業を行い、学校を総合的に支援する組織としたものです。

次に、資料の2枚目、教育委員会の事務局組織改正の図1欄をご覧ください。教育政策課については名称を改め、教育調整課とします。また、家庭教育、女神湖高原学園管理に関する業務を教育支援課に移行します。次に、新図書館・学校情報化推進担当副参事については、仮配置でしたが、学校情報化導入の道筋が一定程度確保されたことから、過員解消となります。新図書館建設担当業務につきましては、総合政策部で取り扱うこととなりますが、事務を担当していた職員については中央図書館で引き続き新図書館の建設計画準備担当として配置される予定です。

次に、教育施設課のもとにあつた学校適正配置担当の職員については、学校運営課の職員

とし、担当の副参事は学校適正配置とともに、今後の35人学級等新たな教育課題の検討を担当することとしております。

さらに、今回の組織見直しで各課の職務についても所管の見直しを一部行っております。主な業務については、この2枚目の資料に書き出していますが、後ほど、組織規則の新旧対照表でご覧いただければと思います。

3枚目を開いていただいて、こちらに各課系の体制の組織図を参考で出ささせていただいております。各課系の体制は、教育調整課は管理係、企画調整係の1課2係となります。教育指導課は、教職員係と指導係の1課2係となります。なお、この指導係の係長は統括指導主事を配置する予定です。教育支援課は、教育活動支援係、地域家庭教育係、教育センターの1課3係となります。なお、教育活動支援課にも統括指導主事、指導主事、また学校情報化担当にも統括指導主事を配置する予定です。学校運営課は、学校運営支援係、保健給食・幼稚園係、教育施設係の1課3係となります。なお、幼稚園係は子ども園業務が区長部局に移管となるため、保健給食係と一つといたします。

以上が簡単な説明ですが、議案に戻りまして、新旧対照表をつけています。ここは変更した条文のみを記載しておりますので、若干条文番号が飛んでおりますので、よろしくお願いたします。

まず、第2条ですが、事務局の組織で課係を改正しているという内容が2条に記載しています。そして第4条ですが、第4条は指導主事の配置の箇所を変更しているということです。次に第6条ですが、ここは統括指導主事と社会教育主事の順序を入れ換えております。社会教育主事は地域家庭教育係に配属されており、教育政策課についていたため、最初に来ておりましたが、今度、教育支援課に移行し、教育指導課の後ということになりますので、指導主事と社会教育主事の順序を入れ換えたものです。第8条は、統括指導主事の職務に指導主事を統括する旨の記載を追加しております。第9条ですが、区の組織規則にならい、係長と主査の職務の区別を新たにいたしました。また、10条は第6条と同様に、専門職の職責を組織の行政順に合わせ入れ換えております。第12条は、教育調整課の各係の担当事務を規定しております。なお、企画調整係の担当事務については、広報関係事務や事務開発などの記載を整理しております。地域家庭教育係の事務のうち、歴史博物館、文化財等に関する事務は管理係に移行しておりますので、そのほかは教育支援課に移行しております。

次に、4ページの第13条ですが、教育指導課の担当事務が記載されています。削除となっている事務がおおよそ教育支援課に移行するものです。

次に、5ページの第14条は、教育支援課各係の担当事務を規定しております。

次に、6ページの第15条は、学校運営課各係の担当事務を規定しております。幼稚園係が削除され、教育施設係が追加されております。

7ページの第16条は、専門職の担当事務ですが、こちらも指導主事と社会教育主事の順を入れ換えております。

組織規則については以上です。

次に、第8号議案の「新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」です。本定数条例は、区の職員の定数を定めているものですが、第2条に、教育委員会の職員数についても規定されておまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、議案提出するものでございます。定数総数で概要を見ていただきますと、事務局の職員を137人から123人の14人を減にし、学校の職員においては299人から231人、85人を減ずるものです。

その内訳ですが、事務局の職員については、主に図書館の指定管理制度導入に伴う減及び業務についていた過員を解消するものです。また、増員では、地域図書館へ指定管理制度を導入しますので、地域図書館の支援体制の強化が必要ということで、1人増員しております。また、長期休職者への対応として過員1人、計2名の増員となっております。減員については、鶴巻西、落合図書館で11人の減、学校情報化新図書館担当副惨事1、幼保連携子ども園担当2、学校幼稚園の保守管理1、図書館指定管理制度導入業務1人、過員がついておりましたが、その合計5人の過員を減員して、増減差し引き14人の減となるものです。

次に、学校においては、学校警備の再任用活用による3人の減、学校給食調理業務委託化による14人及び調理職の用務職への転職1の減、さらに中学校統合による事務職員・用務等の主事の減が5人、さらに子ども園の区長部局への移管による62人の減、こちらは保育士、幼稚園教諭ともに含まれておまして、合計85人の減となっております。

参考までに、新宿区職員定数条例新旧対照表の中の表にあるとおり、新宿区全体では2,832人が今回2,808人となるものでございます。

施行日は平成23年4月1日です。

次に、第9号議案の「新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」ですが、これは幼稚園教育職員の職の構成の見直しにより、職務の級が1、2級の者に支給される教職調整額——これは超過勤務手当に相当するもので、4%の額でございますが——について、3級となる副園長には支給されないこととなります。これまで教頭は職務が2級に位置づけ

られていたことから、教職調整額が支給されており、退職手当においても給料にこの教職調整額を加算して算定されていたところです。今回の制度改正で、教頭が副園長に移行することになり、退職手当に教職調整額にかかる分が副園長には支給されないこととなるため、退職手当が一部減額となってしまいます。その影響を緩和する措置を2年間とるというものでございます。緩和の措置の内容は、概要に記載のとおりでございます。

これの施行日は平成23年4月1日でございます。

○羽原委員長 説明は終わりました。

議案第7号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第7号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第8号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第9号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第4 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計予算 教育費」、「日程第5 議案第11号平成22年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」を非公開により審議いたします。

午後 2時40分再開

○羽原委員長 本日の議事は、以上で終了いたしました。

◆ 報告1 新宿区子ども園化推進検討委員会最終報告について

- ◆ 報告2 平成22年度確かな学力に関する意識調査の結果について
- ◆ 報告3 学校選択制度に関する意識調査報告書について
- ◆ 報告4 平成23年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて
- ◆ 報告5 平成23年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について
- ◆ 報告6 平成23年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について
- ◆ 報告7 新宿区立西新宿子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果について
- ◆ 報告8 第6回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告について
- ◆ 報告9 その他

○羽原委員長 次に、事務局からの報告に移ります。

報告1から報告8までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育政策課長 私からは、新宿区子ども園化推進検討委員会の最終報告がまとまりましたので、その報告をさせていただきます。お手元の資料の報告1をご覧ください。

こちらの記載の中ほどのところですが、第一次報告を取りまとめて、平成22年6月には、子ども園化推進の基本方針や分園方式の子ども園として優先的に取り組む組み合わせ等の検討結果を第一次報告に取りまとめ、柏木子ども園及び（仮称）落五・中井子ども園の整備等については、実行計画に反映させて取り組んできたというところがございます。その後、残された課題であります区立幼稚園及び区立保育園の子ども園化、子ども園の推進体制及び新宿区保育・教育指針の基本的な考え方等の検討を行い、平成22年1月18日の検討委員会でこの第一次報告も含めた全検討結果を最終報告として取りまとめたところがございますので、こちらについて御報告いたします。

最終報告の内容は、この厚い報告書となっておりますが、概要版をつけております。報告の内容に当たっては、この概要版に基づいて御報告させていただきます。

概要版をご覧くださいますと、第1章、新宿区における子ども園化推進の検討ということで、検討会を設置したこと、また検討の経過については変わりありませんが、最後のところで、平成22年6月29日「第一次報告」を取りまとめ、平成23年1月18日に「最終報告」を取りまとめたことと記載しています。

次に、第2章の現状の課題と取り組みの方向ですが、新宿区の乳幼児人口の推移、並びに次の新宿区における就学前保育・教育施設の状況、こちらについては第一次報告のままですので、説明は割愛させていただきます。

次に、2 ページをお開きいただきますと、「2 幼稚園教育の推進と現状」、「3 幼保連携・一元化の取り組み～「子ども園」の計画的整備～」についてですが、こちらについては第一次報告と同じものでございますので、こちらについても説明は省略させていただきます。

また、次の「就学前保育・教育施設の課題と今後の方向」。こちらは、子どもの生きる力を育てるための就学前教育の充実、子どもが生まれても安心して働ける環境づくりということで、区の就学前保育・教育施設の今後の方向を示しておりますが、こちらも第一次報告にうたったとおり、これまで取り組んできた幼保連携・一元化をさらに進め、区立保育園及び幼稚園を多様なスタイルの子ども園に一元化することにより、就学前の子どもの保育・教育環境の充実を図るとともに、地域の保育需要に対応していく。また、子ども園化に当たっては、区全体の施設活用のあり方を踏まえ、保育園舎や幼稚園舎の有効活用を図るとともに、引き続き区立幼稚園の適正規模・適正配置を進めるという一次報告の内容に変わりはありません。

次に、第3章、新宿区の目指す多様なスタイルの子ども園です。

こちらのIのところは、「新宿区の子ども園の理念について」を今回追加させていただきました。検討の視点と新宿区の子ども園の理念をここに記載してございますが、従前の四谷子ども園から開始した新宿区の子ども園の理念は3つの項目がありまして、その第1番目のところには、保育園と幼稚園をそれぞれの文化の融合を図るといようなことが理念にうたわれていました。今回、就学前の子どもの成長と発達段階に応じた保育・教育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うということで、表現を変えさせていただきました。その考え方は、検討の視点にありますとおり、幼稚園、保育園の文化をそれぞれ言うのではなく、就学前における子どもたちをどう育成していくのかという視点に立って、小学校にならざるを得ないために、「生きる力」の基礎を育成していくという視点に置き換えていこうということが、主な理念を変えた考え方のポイントでございます。

次に、多様なスタイルの子ども園についてということですが、この多様なスタイルの子ども園について、子ども園に期待される効果や多様なスタイルの子ども園の特徴及び類型・施設運営方式は、第一次報告と変わりありません。

次に、4 ページです。子ども園化の推進の基本方針、これについても一次報告に述べたとおりでして、この3点の基本方針に基づいて進めていくものです。

整備についての基本的な考え方ですが、大きくは、施設一体方式、または分園方式、分園

方式がとれない場合は単体方式もあり得るということで、いろんな多様なスタイルがあるということを明示しています。

優先的な整備の考え方は、一次報告で述べたとおりです。

次に、5ページのⅢ、区立幼稚園の子ども園化について、Ⅳ、区立保育園の子ども園化については、今回新たに書き込んでいるところです。

まず、区立幼稚園の子ども園化についての基本的な考え方ですが、先ほどの一次報告でも幼稚園の適正配置・適正規模ということもうたっておりました。それらを受けて、区立幼稚園の子ども園化は、施設の効果的・効率的活用の観点から、第二次実行計画の期間を中心に、主に定員充足率の低い幼稚園について適正規模・適正配置を計画的に進め、その上で、保育・教育ニーズ、地域事情及び区有施設の再編整備等の状況や国の「子ども・子育て新システム」の動向等を見極めながら、子ども園への一元化を図るとしております。また、多様なスタイルの子ども園におきましては、運営手法に民間の活用など多様な主体を視野に、他自治体の手法も参考に検討するとしたところです。ただ、この多様な主体の部分につきましては、基本的には公益法人ということで、幼稚園は学校法人ですし、保育園は社会福祉法人が主体かと思っておりますので、今のところ、そのようなことを想定しているものでございます。

次に、子ども園化の検討を行う幼稚園ですが、今回、新たに2園目指すこととしております。

東戸山幼稚園については、実は余裕教室が結構ありまして、ここはもとから1学年2クラスぐらいの編制ができる幼稚園でしたが、今それが1クラス編制となっております。そういった意味から、乳児から5歳までの子ども園としての一体的整備が可能な施設規模を持っているところです。あわせて、都営住宅の耐震工事が平成24年度以降に予定されておりまして、仮園舎に移る必要があります。そういったことから、その時期に合わせて整備するのが一番効率的であろうということで目指させていただいております。なお、ここについては学校施設と切り離されて位置づけられているという関係から、比較的管理運営については民間活用の手法が検討できるのではないかとということで、そのことも併せて記載しています。

次に、鶴巻幼稚園ですが、今、保育ルームつまき園が設置されています。この取り扱いをどうするかということが議論になったわけですが、当面、このつまき園を延長しまして、近隣の保育園の入所状況や区施設の整備状況に留意しながら、保育ルームを含めて子ども園化が図れるかどうかを検討したいということで、目指させていただいております。

次に、区立保育園の子ども園化ですが、こちらについては、基本的な考え方はこれまでの0から5歳までの保育に欠ける児童の定員を確保しながら整備します。また、整備に当たっては、大規模な改修をすることなく、保育を要する児童を受け入れるとしております。具体的には、区立保育園の子ども園化は、施設改修、耐震工事が完了している保育園から計画的に子ども園化を図る。施設面積基準を満たす場合に、主に4歳以上ということですから、4歳、5歳の受け入れを中心に、3歳児または4歳児以上の保育を要する児童の受け入れ定員を定めていきます。子ども園化の計画がない区立保育園については、今のところ、ここで目指していませんので、第二次実行計画の期間を中心に子ども園化を推進するとしております。待機児童解消策については、幼稚園舎の有効活用と連動して推進していくものとしているところ です。

次の6ページは、分園方式の子ども園についてです。分園方式の子ども園の定義、分園方式の組み合わせについては、一次報告と内容は変わっておりませんが、(2)の落合第五幼稚園と中井保育園については、今までは児童定員等の数が出ておりませんでした。今回これを追加させていただいています。0～2歳は42人、17人の増、3～5歳については75人、30人の減ということで、合計117人程度を予定しているところ です。待機児の関係で、場合によってはこの117人が増員となる可能性も多少はあります。

次に、ここの上記の定員については、そういった意味で、今後の保育需要の変動などに応じて適正化を図るという記載があります。また、専用室型一時保育を8人程度実施するという予定で記載しています。

また、開設時期ですが、平成24年度に開設いたします。平成23年度には幼稚園舎を改修工事し、24年度に乳児園舎を改修工事し、25年度には正規定員による定員拡充を行っていく予定です。

次に、子ども園の職員体制についてです。保育士と幼稚園教員の配置については、これまでの子ども園の職員配置基準をベースに、個々の子ども園の状況に応じて決定していくとしております。以下、園長・副園長の配置について、その他職員の配置について、特に園長の配置と事務職員の配置が幼保連携園と保育所型子ども園では違っております。現在はそのような違いがあることから、課題が残っているという記載になっておりまして、今後、教育委員会と子ども家庭部でさらに詳細に詰めていこうという記載になっております。

また、保育士と幼稚園教諭の人事配置の手法についてですが、保育園が子ども園化を図ることの関係から、(2)で、保育士を幼稚園の講師として人事交流する手法、また幼

稚園教諭を区長部局に配置して、そちらで保育を行うという、こういったことの人事配置上の整備を今後していく予定でございます。

次に、第4章ですが、新宿区の子ども園保育・教育指針についてです。これは多様なスタイルの子ども園を整備するに当たって、今も国の保育所保育指針、幼稚園教育要領の内容を基本にそれぞれが行っているわけですが、これまでの子ども園の新宿区の取り組みを踏まえて、一つの統一した指針をつくろうということで、このような取りまとめをさせていただいております。中ほどに子ども園の理念を踏まえて盛り込む内容がどういうものか、また、これまでの実践を踏まえて盛り込む内容がどういうものかということで、本文には具体の記載がありますので、後ほど御参照ください。

最後に、9ページの下、第5章の子ども園化の推進にあたってです。子ども園については、子ども園化を総合的かつ効果的に推進し、子ども園の所管を平成23年4月に区長部局に移管することといたしました。子ども園化の推進組織及び関係各課の連携ということで、そうは言いましてもやはり教育委員会とは十分連携が必要ですので、子ども園の管理運営、子ども園化の推進に当たっては、関係各課とも十分協議する上、さらに教育委員会と子ども家庭部との間で調整会議を設けまして、そこで具体的な検討を進めるということにしております。

そのほか、子ども園における民営化、認定子ども園化の支援について、民営の私立保育園や私立幼稚園の部分についての記載もありますが、こちらは後ほど本文を御参照いただきたいと思います。

最後に、10ページです。幼保一元化に関する法整備に向けた国及び東京都への働きかけということで、こちらには5点、こういった法改正や問題点があるよという記載をしています。特に区としては、保育士と幼稚園教諭の資格免許の統合及び職種の本一化が悲願でございます。したがって、このような内容のもとに、今後国への働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上、雑駁ですが、最終報告の報告とさせていただきます。

○教育指導課長 私からは、報告2について申し上げます。「平成22年度確かな学力の育成に関する意識調査の結果について」です。

調査は平成22年10月25日から11月5日にかけてまして、対象は例年どおり小学校4年、6年、中学校2年の児童・生徒とその保護者、全教員、全学校評議員の方です。回収率は、今回88.3%でした。昨年は89.1%でしたので、若干落ちましたけれども、ほぼ同数が得られたと思っております。

お手元の資料ですけれども、児童・生徒の意識調査の結果が1、2ページ、保護者の意識調査の結果が3ページ、4ページ、教師の意識調査の結果が5ページから7ページ、そして最後に学校評議員の意識調査の結果が8ページとなっています。この資料では、今回調査した中で、「ふだんの授業について」と「確かな学力推進員について」、そして保護者の子どもに対する「しつけや教育について」の3項目に関する調査結果について、本年度の結果と昨年度の結果を比較した形でグラフにあらわしています。各学校に対しましては、既に学校ごとのデータと区全体のデータをお送りいたしまして、次年度の教育課程の編成に生かしていただいているところです。

なお、本日は細かいデータの御説明は省かせていただきますが、委員の皆様や区民の皆様には、今後4月を目途に、このデータがなぜそのような数値になったかというようなことを各校の聞き取りなどをいたしまして分析したものを、また昨年と同様のリーフレットのような形でお届けしたいと思っております。

以上でございます。

○羽原委員長 では、学校運営課長、一括して。

○学校運営課長 それでは、私から報告3「学校選択制度に関する意識調査報告書について」から、7の「新宿区立西新宿子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果」につきまして、以上5点、御報告を続けてさせていただきます。

それでは、報告3「学校選択制度に関する意識調査」について御報告いたします。

学校選択制度に関する意識調査の実施につきましては、昨年7月2日開催の第7回定例会におきまして説明させていただいたところですが、このたび調査結果につきまして報告がまとまりましたので、御報告いたします。なお、各対象者、個別の対象者への設問、それから回答につきましては、27ページ以降に参考資料としてつけています。

それでは、目次をご覧ください。この報告書に関しましては4つの項目立てでまとめております。

まず、1が新宿区の学校選択制度等についてです。ここでは、学校選択制度のタイプや他区における学校選択制度導入状況とともに、新宿区における学校選択制度の概要、実施状況等についてまとめたものでございます。

2ページをご覧ください。こちらには実施状況といたしまして、まず一つは学校選択制度の利用者。平成16年度の導入時から来年度の入学予定者まで、学校選択制度を利用された児童・生徒数を一表にしたものでございます。年度によるばらつきはあるものの、近年はおお

むね25から27%ぐらいで推移しているという状況です。また、3ページには指定校変更の申請状況を一表にしています。選択制度導入前から導入後に、どのようにこの指定校変更制度を利用されているか、その変化している様子がわかるようにしてあるものです。

次に、目次の2がアンケート調査についてです。今回のアンケート調査におきましては、先ほど7月に御報告させていただいたわけですが、学校選択制度に関して保護者や地域の意識を調査し、今後の制度運用の充実を図ることを目的に実施したものでございます。

7ページをお開きください。こちらにアンケート内容、調査内容につきまして掲載しています。まず、調査対象、対象数ですが、そちらに記載のありますように小学校6年生の保護者から教員まで、延べ4,363人を対象とした調査を実施したものでございます。調査方法、調査期間につきましては、(2)の③、④に記載のとおりです。また、回収結果につきましては、標本数が4,363人に対しまして、回収数3,689人、回収率84.6%という状況になっております。各対象者ごとの回収数、回収率につきましては、表のとおりとなります。

次に、3、調査結果についてです。調査結果は、10のカテゴリーで分類した調査項目に関して対象者ごとの対比やクロス集計をしたもので、(1)の学校選択制度の認知度から(11)の学校選択制度についてまとめたものでございます。それぞれ内容につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。

そして、4、調査結果のまとめです。23ページをお開きください。ここでは今回のアンケート調査を通してわかったことをまとめたもので、個別の内容は先ほどの3の調査結果と重複する部分もございりますが、簡単に内容を御説明したいと思っております。

まず、(1)の学校選択制度についてですが、学校制度の趣旨につきましては、保護者あるいは地域の約8割以上の方が「知っている」と回答されております。この内容につきましては、9ページに表が載っておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。また、各対象者、保護者、校長・副校長、教員それぞれが「保護者の学校選択の需要が高まった」と、学校選択の成果としてそれを一番に挙げております。保護者と学校側、それぞれ学校の内外で共通した意見だったととらえております。こちらは13ページに表がございまして、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それから、在学している学校に「満足している」「ある程度満足している」割合を「学校選択による入学」の場合と「通学区域の学校に入学」の場合別で見ますと、小学校6年生ではそれぞれ88%、93%、中3保護者では91%、86%となっており、中学校3年生では学校選択制度を利用した方の満足度が高くなっております。これは、小学校に比べ中学校では子ども

もの意見をより反映させた学校選択が行われていることや、中学校は区内すべての学校を選択できる自由選択制度をとっていることが要因であると考えられるものでございます。

それから、平成15年度に小学校で260件、中学校で203件ありました指定校変更の申請状況ですが、申しわけございません、この場で訂正をお願いいたします。平成23年度と書いてありますのは21年度の誤りでございます。訂正しておわびいたします。

平成21年度では、小学校が約1%、中学校で3%まで減少しているという状況がございます。したがって、指定校変更制度を利用していた方が、学校選択制度に移行しているという状況がここからうかがえるものでございます。

この学校選択制度につきましては、指定校変更制度に比べまして、子どもに適した学校を保護者の皆さんが主体的に選べるようになったというように、このアンケートの結果から感じているものでございます。

(2) 特色ある教育活動の推進です。保護者は「特色ある教育活動に力を入れるようになった」を学校選択の成果として2番目に挙げているという状況がございます。また、校長・副校長では「保護者の学校や教育に対する関心が高まった」を2番目に挙げており、「特色ある教育活動」は3位になっています。保護者が「力を入れて欲しいと思うこと」としましては、「学習支援」「指導方法の工夫」などの割合が高く、「環境教育」「読書活動」では低くなっているという状況がありますが、学校が逆に力を入れている取り組みとしては、「学習支援」「指導方法の工夫」などの割合が高いということで、両方で「学習支援」「指導方法の工夫」というものを強く望んでいるという状況が出ております。ここでは、それぞれの取り組み内容と保護者の希望との間に相違があるというように読み取れるものでございます。

その後、(3)から(5)まで、それぞれまとめたものはそちらに記載がございますが、きょうは時間の都合がございますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

今後の予定といたしまして、本調査内容を園長会や町内の集まりなどの機会をとらえましてアンケートの対象者の方々にフィードバックをし、意識の差などについて相互で埋めていく努力をしていきたいと思っております。また、少なからず影響を与えていると感じられている部分が、このアンケート内容の中にございますので、学校選択制度の進め方などに関する一定のルールづくりを今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上です。

それでは、報告4、平成23年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げにつつまし

て御報告いたします。

平成23年度の新入学の補欠繰上げにつきましては、学校選択制度で抽選となりました市谷小学校、四谷小学校、西戸山小学校の3校の子どもたちの進路等がほぼ確定いたしましたので、1月31日に補欠登録者の繰上げを行ったものでございます。定員は、市谷小学校が3学級120名、他の2校が2学期80名ですので、受け入れの上限数は年度内のクラス分けを防止するために、過去のデータなどから今後の転入者等の増減を推移いたしまして、市谷小学校で114名、四谷小学校、西戸山小学校で76名と設定したものです。学校別の状況につきましては、(3)をご覧いただきたいと思います。

まず、市谷小学校ですが、抽選時での補欠登録者は10名おりましたが、1月31日時点での補欠登録者は6名となっております。入学予定者が98名でしたので、受け入れ限度数までこの6名の繰上げを行ったものです。したがって、補欠登録者全員が繰上げとなったという状況です。

次に、四谷小学校ですが、抽選時での補欠登録者は、兄弟関係を含む35名いらっしゃいました。1月31日現在の補欠登録者は27名となっております。入学予定者が69名という状況でございました。受け入れ限度数までの7名を繰り上げとしたものです。今回は兄弟関係7名の繰上げとなりました。したがって、残りの20名につきましては、それぞれ通学区域内の学校を指定校としたものです。

同様に、西戸山小学校につきましては、抽選時での補欠登録者が双子1組を含む31組32名でございました。1月31日時点での補欠登録者数が25組26名という状況でございましたので、入学予定者数が72名、受け入れ限度数までの4名を繰上げといたしました。繰上げとなった中に双子の方1組が含まれておりましたので、4組5名を繰上げ、残りの21組21名はそれぞれ通学区域の指定校としたものでございます。

なお、この結果につきましては、各保護者に1月31日付で既に通知を発送しておりまして、これをもちまして学校選択制度の補欠登録については終了ということになります。

また、補欠繰上げ後の対応につきましては、(4)に記載のとおりでございます。

続きまして、報告5、平成23年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について御報告いたします。来年度の区立幼稚園及び子ども園につきましては、ことしの1月14日現在で学級編制を固めたものでございます。

まず、園数についてですが、幼稚園につきましては柏木幼稚園が北新宿第一保育園と統合されて柏木子ども園、また、西新宿幼稚園が西新宿保育園と統合し西新宿子ども園となりま

すので、前年度より2園減の18園となっております。逆に、子ども園につきましては、2園増の4園となるものでございます。

次に、学級数及び予定園児数につきましては、資料の中段の網かけ部分をご覧いただきたいと思えます。前年度との比較で御説明いたしますと、3歳児は1学級減の12学級で、1学級当たりの定員が17名ですので、総定員は204名となります。これは西新宿幼稚園の子ども園化に伴うものでございます。平成23年度の予定園児数は前年度と比較いたしまして12名減の192名となり、ちなみに定員に対する充足率は94.1%となります。

次に、4歳児についてですが、昨年学級編制ができなかった柏木幼稚園と西新宿幼稚園が子ども園化をし、同じく学級編制ができなかった戸山幼稚園で今年度は学級編制ができたことを差し引きいたしますと、学級数の変更はなく18学級、定員も同様で540名となっております。平成23年度の予定園児数は42名減の284名となり、定員充足率は52.6%という状況でございます。

5歳児につきましては、同様の理由により、学級数が3学級減となり17学級、定員は90名減の510名、平成23年度の予定園児数は30名減の332名でしたので、定員充足率は65.1%となります。

合計では、学級数が前年度より4学級減の47学級、定員が107名減の1,254名、入園予定者が84名減の808名となり、定員充足率は64.4%となるものです。

次に、子ども園についてですが、四谷の4歳児では定員50名に対し、3歳からの進級児20名を含めた50名を予定しております。5歳児については46名が進級児で、今回新たに3名が入園を予定しているものです。あいじつの4歳児は、定員60名に対しまして、3歳からの進級児20名を含めた56名が入園を予定しております。5歳児につきましては50名全員が4歳からの進級児となっております。柏木の4歳児では、定員19名に対して3歳からの進級児13名を含めた15名を予定しております。5歳児につきましては、13名全員が進級児となるものです。西新宿子ども園は、3歳児では定員30名に対し、2歳からの進級児が17名で、今回新たに13名の入園を予定しているものです。4歳児は定員30名に対し、5歳児も定員30名に対し、それぞれ幼稚園、保育園からの進級児を合わせて4歳児は26名、5歳児25名という状況です。子ども園全体では、342名の定員に対して予定入園児が314名となりますので、定員充足率は91.8%となるものです。

平成23年度の区立幼稚園及び子ども園の学級編制についての報告は以上です。

次に、報告6、学校給食調理業務委託の選定結果について御報告いたします。

学校給食調理業務の委託につきましては、平成16年度から導入しているものでございますが、現在、小学校15校、中学校10校の計25校で実施しております。平成16年度から、事業者の選定に当たりましてはプロポーザル方式を導入しております。事業者の資格としましては、2点ございます。23区内に本社または事務所を所有していること、23区内の小・中学校で給食調理の受託経験があることでございます。

次に、プロポーザルによる事業者の選定の経過についてです。プロポーザル方式による事業者の選定ということで、9月9日の指名選定委員会におきまして承認をいただき、その後、今年度より応募方法をそれまでの指名型から公募型に変更いたしましたので、応募のありました24事業者に対し質問書に対する回答書、見積書の提出を求めたものでございます。そして回答のあった24事業者に対し第一次審査を11月1日に実施いたしました。第一次審査では回答に対する書類審査を行い、上位9事業者を一次審査通過事業者といたしまして、その後、11月20日に二次審査として9事業者に対するヒアリングを行ったものです。この二次審査の結果、上位5事業者を委託事業者として選定いたしました。

この委託事業候補者につきましては、昨年12月16日開催の指名業者選定委員会におきまして報告しておりますが、それが3に記載の（1）葉隠勇進株式会社東京本社、（2）の株式会社藤江、（3）株式会社東洋食品、（4）の株式会社レパスト、（5）の一富士フードサービス株式会社関東支社の5事業者でございます。なお、以上の5事業者につきましては、一富士フードサービス株式会社を除き、既に新宿区での委託実績があり、おのおの会社の概要につきましては記載のとおりでございます。

最後に、それぞれの事業者が受け持つ学校についてですが、上位2事業者が2校を受け持つということにしておりますので、葉隠勇進株式会社東京本社が戸塚第二小学校と落合第一小学校の2校、株式会社藤江が余丁町小学校と大久保小学校の2校、株式会社東洋食品が四谷小学校、株式会社レパストが落合第三小学校、一富士フードサービスが西早稲田中学校ということで決めております。

学校給食調理業務の選定結果についての報告は以上です。

最後になりますが、報告7、新宿区立西新宿子ども園の給食調理業務委託事業者の選定結果について御報告いたします。選定方法等につきましては、先ほどの学校給食調理業務と同様ですが、異なる点のみを若干御説明したいと思います。

まず、委託事業者の選定方法につきましては、子ども園の給食は乳幼児が食するものであり、食の安全の確保や衛生管理に十分配慮して実施することが必要である。また、離乳食な

どの給食調理業務の専門性や園行事への参加の協力、子どもたちとの交流など一定水準の従事者の確保が不可欠であることから、競争入札ではなくそうした条件を満たす事業者の確保という判断をいたしまして、プロポーザル方式という形で事業者選定を行っているものでございます。

少し飛びまして、プロポーザルによる事業者の選定の経過でございます。プロポーザル方式による事業者の選定ということで、10月7日、指名業者選定委員会におきまして承認を受けております。その後、先ほどの学校給食と同様に、本年度から応募方法を公募型に変更いたしましたので、応募のありました9事業者に対し、質問書に対する回答書、見積書の提出を求め、回答のありました8事業者を対象といたしまして第一次審査を11月25日に行ったものでございます。その結果といたしまして、上位4社を一次審査通過事業者といたしまして、12月10日に第二次審査を行い、上位1社を委託事業候補者として選定したものでございます。なお、この委託事業候補者につきましては、ことし1月7日開催の指名業者選定委員会に報告をしているものです。それが3に記載の株式会社レクトンでございます。本事業者の実績でございますが、公立保育園の給食委託は平成10年4月から受託をしているところでございます。平成22年度の受託実績といたしましては、東京23区内で4区9園という状況です。

新宿区立西新宿子ども園の給食調理業務委託の選定結果についての報告は以上です。

○羽原委員長 それでは、学校適正配置担当からお願いします。

○学校適正配置担当 それでは、報告8、第6回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告をさせていただきます。資料に即しまして御報告を申し上げます。

開催日時ですが、1月20日、木曜日に実施されました。午後6時30分から午後8時50分までということで、8時半までの予定でございましたが、議論白熱ということで20分延長になりました。

以下割愛させていただいて、5、議事、(1)をお願いいたします。現状の共通認識、江戸川小の児童数減少の懸念、協議会が長期化することによる児童数減少リスク、未就学児数の増大及び35人学級の導入、この辺についてまず共通理解を図りまして、その後に今後のスケジュールを協議した結果、2月もしくは3月の協議会を目標といたしまして、方向性、具体的に申し上げますと、統合すべきなのか、すべきでないのかという方向性と意味ですが、そういうものを固めていこうというスケジュール的な目標設定を行ったということでございます。

その後に、統合する、統合しない、どちらの結論になったとしても、議論の中では多くの

課題があるという認識を改めて共有化できたわけです。その上で、教育委員会事務局次長より、「できるだけ早く結論は出したほうがよいと考えている。また、クラス替えのできる学校規模を確保するという考え方は変わらないが、直近の通学区域内の未就学児数の増加や35人学級導入の影響等を総合的に勘案すると、当面の間は統合を見送るほうがいいのではないか。ただし見送るにしても、様々な課題への対応策についての検討が必要である」という趣旨の発言もございました。

その後、統合を見送る場合には、委員の皆様からも、江戸川小学校の子どもたちの数を増やしていくための対策についてやはり話し合うべきであり、また統合する・しない、どちらの結論にするにしても、もう少し議論を深める必要もあるというような意見もございました。一方では、冒頭御説明申し上げように、早期に結論を出す必要もある。こういう中で、委員の意見交換の場を、協議会とは別に懇談会のような形で設ける、こういうようなことも必要ではないかというような意見交換をされたということでございます。

そのような中で、(2)次回以降の日程ということで、具体的には2月17日、今月です。6時半から開催いたします。そして最後の2行をご覧いただきたいのですが、次回、つまり第7回の2月17日の協議会のときには、たたき台として「統合しない場合」の合意文書(案)を私ども事務局が作成し、統合の必要性の有無について、さらに議論を深めていくこととなりました。

このような議事になった経緯でございます。後ほど御説明いたしますが、今まで各種資料で、統合する場合、しない場合、両論併記でさまざまに検討してまいりました。ただし、そろそろもう結論を出さなければいけないということで、それではどちらかに絞って議論していきましょうということで、今回、次長から先ほどのような発言もあったということ踏まえまして、それでは優先して、まず「統合しない場合」について議論していきましょうということが決まったということです。統合の必要性の有無について、1月の段階で決まったわけではないということです。

続きまして、雑駁ですが、資料について御説明させていただきます。

1ページ目は次第ですので、割愛をいたしまして、2ページ目をご覧いただきたいと思えます。今、口頭で御説明を申し上げたような1月の協議会に至るまでの、ある意味この想定シートは過去6回の議論の集大成というように考えておりまして、欄外の上には、さまざまな議論の中で、早期に統合の必要性の有無について合意形成を図ることが必要である。このようなことを委員の中で合意形成を図り、具体的に統合した場合としなかった場合というこ

とで、それぞれの達成できること、課題、そして改善策というようなことを議論し、まとめてきたものである。

こういった6回の協議会の積み上げを背景にいたしまして、今御報告申し上げた1月20日の協議会の議事が図られていったということです。

最後になりますが、当日の検討用の資料ではありませんが、一番最後についている黄色い「だより」の前のページあたり、両方の保護者の有志の皆様が、最近、マンションなどがこのように建っていますということを自由研究のような形でやっていただきまして、議事には入りませんでした。当日お配りをさせていただいた資料ということで、参考におつけをしたものでございます。

御報告は以上でございます。

○羽原委員長 説明は終わりました。

報告1について、意見、御質問がありましたらどうぞ。

○教育政策課長 すみません、委員長。先ほどお配りした報告1の教育委員会資料ですが、裏面にミスプリントがありましたので、今配らせていただいております。よろしくお願ひします。

[資料配付]

○羽原委員長 どうぞ。

○白井委員 私から一点と、あと要望という形で述べさせていただきたいと思います。

今回、子ども園推進検討委員会最終報告を読ませていただきまして、私も保育園と幼稚園、どちらも経験してまいりまして、子どもが同じなのに、受ける保育・教育内容が違うということについては疑問を持ってまいりましたので、ここで最終報告で出された子ども園への基本理念には賛成です。

また、今回検討委員会設置ということが待機児童解消という最大の行政上の課題に基づいて、これがつくられたのだろうということは十分に理解した上で、一言申し上げたいことがあります。やはり子ども園化をするに当たって、幼児保育、それから保育の質という観点から推進していくに当たって、その観点を忘れないでいただきたいということなのです。拝見させていただきましたら、現在、四谷子ども園で160名の子どもが集団で生活している。それから、あいじつで164名。私はどちらも現場を見させていただきましたけれども、またその保育の中身も、短期、中期、長期というような保育の方式自体も混合保育のような形になっています。やはり就学前の保育というのはかなりきめ細かな先生方、保育士の方の目、それ

から一人だけではなくて園全体でその子を見ていく。また、子どもだけではなくて保護者と対話ができ、お互いに手を携えて保育していくというような形が、私は今まで保育園の形で体験してきたよかったと思っています。今までのそのような保育の質が、失われないような運営を、まずはしていただきたいというのが1つです。

第2点は、新宿区次世代育成支援計画は、平成22年度から平成26年度ということで、おそらく、最終報告は今の待機児童の解消ということが最重点課題として、量の問題、数の問題を中心につくられていると思います。しかし、26年度以降、この計画が推進された後の検証という観点を入れたものを考えていただきたいということが私の二つ目の要望です。

以上です。

○羽原委員長 どうですか。どうぞ。

○学校運営課長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

これまでも子ども園におきましては幼稚園教諭、保育士が合同での研修など、平成16年度から取り組みをしているわけですが、そういった機会をとらえまして、相互理解、またそれぞれの施設が別で、そこにいらっしゃるお子さんたちの状況なども持ち寄りながら、研修を進めてきた経緯もございます。また、子ども園では両者が子どもを目の前にし、新たな子どもの姿、あるいはその変化、そういったものをとらえて、継続研修なども実施してきたところです。保育の質が失われないようにというのは、もちろん子ども園の中では真っ先に挙げられる視点であると考えております。今後、単なる量の問題だけでなく、質の点についてしっかりと開設後の園については検証を行って、それをその後の運営、新たな園づくりに生かしていきたいと考えているところでございます。

ありがとうございます。

○石崎教育長 この概要の最後に、幼保一元化に関する法整備に向けた国及び東京都への働きかけということで書いてあるわけですが、これは本当に新宿区が先駆的に子ども園に取り組んできた中で、困っている部分というところだろうと思います。国会に法律も出されますが、どこまでが今回解決されるのかというところで、見えている部分と見えていない部分があります。そういう意味では、今後も働きかけ必要だろうと思いますが、具体的にどのように進めていくのかを説明してください。

○教育政策課長 概要版の最後、10ページですが、これについては本文のところにももう少し詳しい記載があります。これらの記載を要望書という形で取りまとめ、今後内閣府の所管の統括官や、また統括官を通じて大臣の手元に届くような体制を今考えているところです。場

合によっては、教育委員会の代表ということで教育長に行っていただくなり、そういったことなども考えたいと思っているところです。

これについては、当然教育委員会のみならず区長部局との連携も必要ですので、子ども家庭部とも連携して、ともに連名で出していこうというように考えているところです。

○羽原委員長 よろしいですか。

では、報告2について御意見、御質問がありましたらどうぞ。確かな学力の育成についてです。

よろしいですか。

御質問がなければ、報告3について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。学校選択制度についてです。

特に御質問がなければ、次に、報告4について、学校選択制、新入学生の補欠登録者の繰上げについて、御意見がありましたらどうぞ。

特に御質問もないようですから、報告5について、子ども園の学級編制、幼稚園・子ども園の学級編制について。

○菊池委員 先ほど白井先生が質問されたことは、園児の数に対する保育士なり教員なりの数が充足していない。例えば小学校でも35人にしていこうという中であって、もっと手のかかる3歳児、4歳児、5歳児にどのくらい手厚く教員なり保育士を配置できるかというところが非常に大事だと思いますけれども、今の子ども園については、定員30名、大体充足率が90%以上なので、どのぐらいの保育士の方が保育をする体制になっているのですか。

○学校運営課長 子ども園の職員配置についての御質問でございますので、私がお答えしたいと思えます。

現在、四谷子ども園とあいじつ子ども園におきまして、今日、御報告を差し上げたのは来年度入園予定ということですが、ちなみに四谷子ども園ですと、4歳児が2クラスで50名を想定しておりますので、1クラス当たりが25名という定員になるわけです。職員配置につきましては、幼稚園教諭が2名、それから保育士2名の計4名がこの2クラスに当たっているところです。それから、5歳児クラスですが、こちらも学級数2クラス、定員50名、予定園児数は49名というところです。1クラス当たりは25名という定員になろうかと思えます。こちらにつきましては、今現在、幼稚園教諭と保育士それぞれが1クラスずつ担任を持っておりまして、さらに5歳児クラスにプラス1名。つまり3人で2クラスを見ているというような職員配置になっているものです。

○菊池委員 それは必要十分な量か、私には判断できないですけども、現場の声というか、今までの保育園のシステムから数が減ってしまわないのか、むしろ手厚くなっているのか、その辺、今後、どのくらいの人数を当てられるのかということはずごく大事なことはないかなと思っています。

○学校運営課長 職員の配置の基準につきましては、それぞれ幼稚園認可上の基準、あるいは保育所の認可上の基準など、これまでのそれぞれの幼稚園、保育園での職員配置基準に基づいたもので行っているところです。ただし、子ども園におきましては、さまざまな事業も行っており、そういった部分についての職員の加配なども実施していることから、園全体といたしまして、幼児部分についての職員配置を考えるとといったことが、先ほどの4歳児での4名であったり、5歳児の2クラスで3名であったりというものにつながっているもので、基準自体はそれぞれこれまでの幼稚園、保育園の基準を順守するというで対応しているところです。

○菊池委員 ありがとうございます。

○白井委員 私が申し上げたのは、職員配置はおそらく基準どおり何名に1人ということだと思いますが、要するに、規模の問題として、集団で子どもが1日過ごすにあたり、どれぐらいが適正なのかという観点のことの検討をお願いしたいと思っています。私は幼児保育の専門ではないですが、私の子どもは70か80名ぐらいの規模の保育園だったような記憶がして、かなり落ちついて全体で見ていただいたという経験があります。今回は160名で、保育の方式も、かなり早く帰る子どももいるということで、保育士さんもすごく連携をするということですが、報告にもあるとおり、長時間保育される子どもは誰が見るのかとか、規模と保育方式の点がどういう結果を生むのという点で少し気にしているということなので、その点、もし誤解がありましたら、細くいたします。

○羽原委員長 法制度という意味では、最低基準を超える子どもを預かるということはありません。実態的に、ほぼ現状維持なのか、現状よりも若干下がるというか、我慢してもらおうような状況があるのか、そのあたり、法的な数字としてはクリアされていると思うので、実態的な話を入れてお話しください。

○学校運営課長 今日御報告申し上げた区立の幼稚園の入園状況等をご覧いただきますと、こちらもある意味1クラスの定員というのは30名というとらえ方をしております。しかしながら、多くても二十数名という状況と比べますと、子ども園は定員充足率が高いということで、定員いっぱいのお子さんがそこに通ってこられるという状況がございます。したがって、

クラス規模、あるいは園規模で申し上げますと、やはり他の園と比べてかなり高い、密集している状況があるのかなと思っています。

先ほど来、小学校1年生のクラス編制のお話なども出ておりますが、国としては、小学校1年生について35人学級の実施を目指しており、最終的には30人学級ということにつなげていきたいという考えを持っております。そうなりますと、就学前のお子さんたちの集団規模というものがどの程度が適正なのかということですが、私どもが学級編制基準のときにお話をさせていただいておりますのは、大体1クラス20名。20名は必要だと申し上げます。したがって、今後はその20名から、現行の30名との間の中で、一定規模の園児数の確保が各園において図れる、こういった方向で検討を進めていく必要がある。つまり定員充足率の幼稚園についてもどのようにしていくのか、あるいは定員充足率の高い子ども園についても今後どうしていくのか、あわせて考えていく必要があるだろうというようにとらえているところです。

○羽原委員長 菊池先生、よろしいですか。

○菊池委員 はい。

○羽原委員長 ほかにございませんか。

では、報告6についての御意見、御質問がありましたらどうぞ。

よろしいですか。

報告7について、西新宿子ども園の給食調理業務委託事業についてです。

よろしいですか。

では報告8について御質問、御意見がありましたらどうぞ。津久戸・江戸川小学校の統合問題についてです。

念のためですが、統廃合ありきでこの協議会があったのではないという前提でよろしいですね。

○学校適正配置担当 委員長仰せのとおりでございます。

○羽原委員長 どうぞ、御質問、御意見。

2月17日の会合に向けて、ほぼ最終的な方向で動きそうという印象でよろしいですか。

○学校適正配置担当 それでは、私、今協議会の中では事務局という立場もございまして、事務局の立場から申し上げますと、皆様が早期に決着を図りたいということでございますので、そういった思いが結実するように、資料作成を含め、効率的な議論ができるように、そして結論も早めに導いていけるように努力をしてみたいと思います。

一方で、協議会でございますし、総意による合意形成ということですので、両校のPTA以外にも育成会の皆様、町会連合会の皆様、さまざまな思いをお持ちだと思います。そういった思いについても十分配慮をしながら進めていく必要はあるだろうというように考えているところです。

○石崎教育長 今、委員長から2月の協議会に向け最終的な方向にという発言がありましたが、その辺の具体的なイメージをもう少し説明してください。PTAの代表の方々が学校に持ち帰らなければならないというような発言を今までも聞いていました。今日の報告の中で、たたき台として「統合しない場合」の合意文書（案）を次回に提出するということですが、それを元に次回どのように進めて、一方で皆さん方の御意見として、早期に結論を出す必要もあるという認識が非常に高まっているわけですので、その辺については、次回以降どのように進めていくのか、もう少し詳しい説明をしてください。

○羽原委員長 基本的には、協議会あつての事務局ですから、協議会での論議が当然先行しなければいけないし、舞台にならなければいけない。その観点で、事務局としての見方があれば、今の教育長に重ねてお答えください。

○学校適正配置担当 大変失礼いたしました。それでは具体的に申し上げます。

次回の2月17日に、協議会としてのおおむねの方向性、合意形成を出すということを当面の目標に掲げてございます。その理由といたしましては、2月、それから3月に両校PTAで総会が予定されていらっしゃる。聞くところによりますと、この総会等で保護者の皆様の御意見も賜りたいと伺っております。したがって、逆算をいたしますと、2月におおむねの了解を協議会で得て、それを前提として保護者の方に持ち帰っていただく。持ち帰った結果を踏まえて、その後、また最終的に協議会で合意を図っていく、このようなスケジュールで考えております。

○羽原委員長 いいですか。補足されますか。

ほかに。日が少なくなったから、もし発言したいなら、なるべく今のうち、質問とか、御意見とか、申し述べておいていただきたいと思います。

○松尾委員 この協議会の性格は、もともと統合協議会は両校のPTAの合意のもとで、統合の中身について検討するというわけですが、今回は両校のPTAの合意がない状態で統合協議会を設置するという例外的なこととなりまして、その最初に統合の必要性についての検討から入るということであったと思います。私自身の気持ちとしては、両校の、特に江戸川小学校の子ども数が少ないという現状を考えたときに、子どもにとっての教育環境をなるべ

くよくする。子どもにとって本当にいい教育環境をつくっていきたいという観点から、統合する道、それから統合しない道、両方の可能性を視野に入れて、協議会ではその地域の教育環境を最もよくするにはどうしたらよいかという検討をしていただければ大変ありがたいと考えていたところです。

本日の報告で、早めに合意を図りたいということでしたけれども、合意形成に至るまでの議論の中で、人数、児童数、マンションの建設、35人学級、そういった環境の変化等が指摘されているところですが、肝心のどのような道をとるのが子どもたちにとって一番よいのかという検討の部分が、今回いただいた報告では見えづらかったものですから、そのあたりについて少し補足説明をいただければありがたいと思います。

○学校適正配置担当 今御指摘の、どちらが子どもにとってよりよいのかというような御質問の趣旨だったかと思えます。我々はその辺のところをずっと両論併記で議論してまいりました。ところが、実は昨年末、江戸川小学校で、やはり子どもたちの入学の数が思ったより増えないというようなこともありまして、そういったことも踏まえ、それから平成20年8月に取り組みを開始して3年経過をしているということも踏まえて、どちらがよいのかということを決めるのは当然大事である。しかし、その大前提として、ともかくなるべく早期に決着をつけていくということが、どちらになったとしてもふさわしいのではないかと、大事なことなのではないかということの合意形成をまずした中で、このような結論に至ってきていると思えます。

具体的には、協議会の中での議論を再現するわけではないのですが、お手元の資料のA3版の1枚目、こちらの「統合した場合」と「しなかった場合」、それぞれ課題と懸案事項がございまして、統合した場合ですと、4行目、子どもが増えて35人学級になると、仮校舎も本校舎も含めて果して入りきれののだろうか。ここには具体的に書いておりませんが、ただでさえ津久戸小学校は御案内のとおり区内で一番校庭も狭い。こういったようなことも踏まえて、大丈夫だろうかという心配があった。一方で、統合しなかった場合に、今未就学児童はかなり増えておりまして、平成4年以降、我々も調査をいたしましたら、初めてゼロから5歳で、この1月に300人を突破した。このようなことは平成4年以来なかったわけです。ですから非常に希望は持てるわけですが、本当に江戸川小学校に皆さん入学していただけるのか、そこが非常に心配である。どちらも心配という中で、今回、最終的に次長から次善の策ということで、今回は見送ってもよろしいのではないかとというようなところに至ったということでございます。

なお、補足させていただきますと、ある委員の方にお会いすると、あるときは「やはり統合したほうが良いと思います」、あるときは「やはり待つほうが良いのではないか」ということで、同じ方の中にも二つの気持ちがあって、非常に揺れ動いているといったような中で、しかも公開の検討協議会でございますので、両論併記では比較的皆さん意見が言えたわけですが、ではあなたはどちらなんですかということになると、大変言いにくいという、そういう雰囲気も現実にございまして、そんな中で教育委員会が設置をして、それで我々は集まっているわけだから、ある意味での第2ステージに移行するためには、教育委員会が、大変だろうけれども、考え方をまとめて方向性を示してもらえないかというような意見もございまして、そんな中での第6回協議会だったと考えている次第です。

○羽原委員長 もともと難しい問題であって、そう簡単にイエスかノーかと言えない。そういう中でお互いに議論を何度も重ねてきて、一人ひとりが、心の中では、こういうプラス、こういうマイナスがあるというところまで考え方に広がりがあった。その上での2月17日に向けての結論である。何でも黒か白かではないので、その点は実りがあったのではないのでしょうか。たまにしか傍聴しなかったけれども、印象としてはそのようなことで、最終段階に入りますから、ぜひ協議会の御意見を十分取り入れたような結論をまとめていただければと思っております。よろしく願いいたします。

ほかによろしいですか。

それでは、ほかには質問がございませんでしたら、日程の中に「報告9 その他」とありますが、何かございますか。

○教育政策課長 特にございません。

○羽原委員長 報告事項は、以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○羽原委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3時55分閉会